

2017年3月27日
集会「放射能汚染防止法」
制定に向けて

長野県で、「放射性物質拡散にノー」 の意見書続々

FoE Japan 柳井 真結子

2015年春

宮田村の天竜川のそばに8000ベクレル/kg以下の放射性物質を含む最終処分場計画が民間事業者によって持ち込まれた。

二つの河川(天竜川・太田切川)の合流点



- ・水に触れる可能性のある場所でも候補地になってしまう。

※放射性物質を含む廃棄物の埋立処理においては水が入り込まないようにすることが大切。
(国立環境研究所)

- ・地続きに障害者支援施設がある場所でも候補地になってしまう。

- ・正面が有機果樹園でも、村が推進する減農薬米の田んぼでも候補地になってしまう。

- ・県は「国の基準が安全基準」「事故が起こっても事業者の責任」。

→・いつどこに放射性廃棄物が持ち込まれるかわからない。

(事業者によっては事前に放射性物質が含まれることを報告しない可能性もあるかも?)

- ・漏洩等の事故が起こってもだれも責任が取れない。

放射性廃棄物を全国に拡散させないよう求める陳情・請願

低線量の放射線被ばくの影響は、被ばく量の強さとともに健康リスクが増大すること、これ以下で安全であるという「閾値」がないことを前提に被ばく防護を行うことが、国際的合意となっています。そのため、従来100ベクレル/kgを超える放射性廃棄物はドラム缶に詰め、原発施設内に厳重管理されていました。

2010年、当時の原子力安全・保安院は、国際原子力機関（IAEA）の安全指針を参考に子どもへの被ばくも考慮して上限100ベクレル/kgを定めた資料を公表しています。

ところが、翌2011年の福島原発事故を受け、政府は「放射性物質汚染対処特措法」を定めました。事故で生じた放射性廃棄物の処理を大幅に緩和し、8,000ベクレル/kg以下であれば通常の焼却や埋め立てなどで処分可能とするものです。さらに環境省は今年6月末、8,000ベクレル/kg以下の除染土を全国自治体の公共事業で使えるとする方針を正式決定しました。

その結果、従来の基準の80倍を上回る放射性廃棄物が全国の廃棄物最終処分場に持ち込まれ、あるいは県道や町道の盛り土の下に埋められることになります。放射能の濃度が安全な量まで減るには数百年かかります。降雨、浸食、災害などにより放射性物質が放出する危険と隣り合わせの暮らしが続くことになります。管理責任も、今の法律の枠組みでは地方自治体や産業廃棄物業者に委ねられます。政府のこのような方針は、放射性廃棄物を全国に拡散させ、国土と国民の命を世界に前例の無い危険にさらすものであると同時に、原発事故の完全終息に向けた責任を薄めることにもつながります。

記

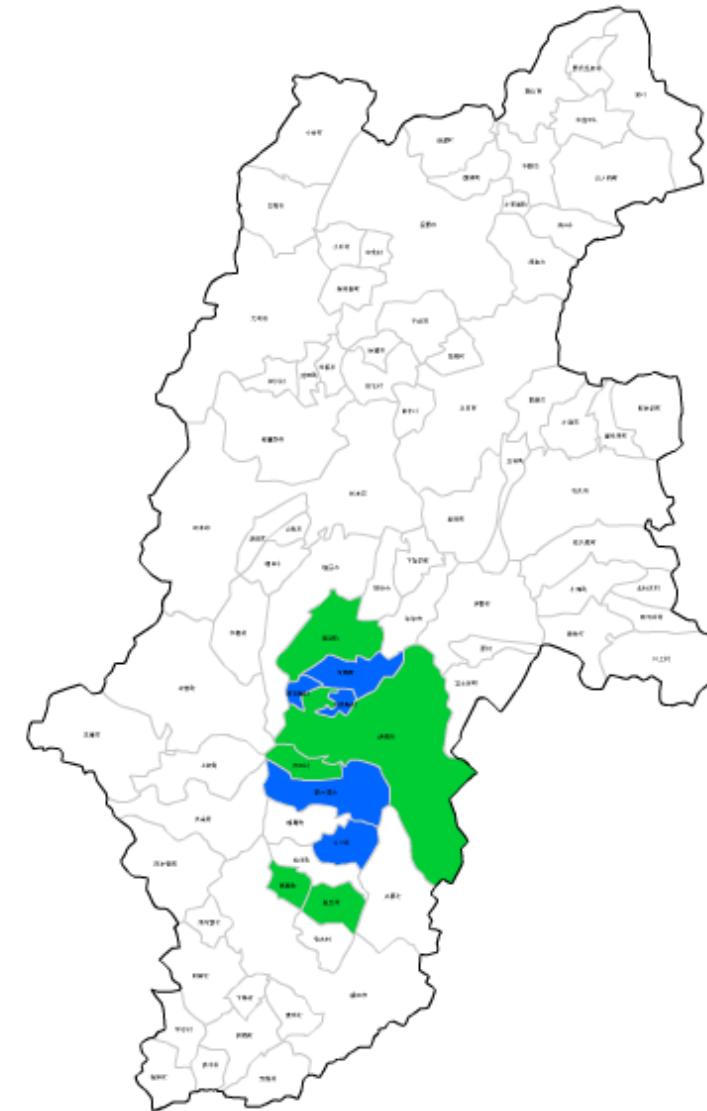
1. 自治体内に、8,000ベクレル/kg以下の放射能汚染された廃棄物、及び除染土を持ち込ませないこと。
2. 政府は、8,000ベクレル/kg以下の放射能汚染された廃棄物に関しても、汚染のない地域への拡散を防ぎ、廃棄物処理の全工程に直接責任を持って厳重に集中管理すること。

① 国に「全放射性廃棄物を全国に拡散させないように求める意見書」の採択

採択した自治体：辰野町、箕輪町、南箕輪村、伊那市、宮田村、駒ヶ根市、中川村、高森町、豊丘村

② 放射性廃棄物及び除染土の受け入れを拒否する決議

採択した自治体：辰野町、伊那市、宮田村、高森町、豊丘村



3/12議員と市民の報告会「放射能のない環境をまもう！」



今後の展開

- ・長野県内全域、天竜川流域、全国に運動の拡大
- ・具体的に「持ち込ませない」対策の検討